



健感発 0825 第 3 号
平成 21 年 8 月 25 日

各
〔 都道府県
政 令 市
特 別 区 〕

新型インフルエンザ担当部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る症例定義及び届出様式等について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 12 条の規定に基づく医師の届出については、平成 21 年 7 月 22 日健感発第 0722 第 2 号本職通知「新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る症例定義及び届出様式等について」において、その症例定義や運用方針等についてお示し、貴管内の各医療機関への周知徹底をお願いしてきたところである。

今般、法第 12 条の規定に基づく医師の届出によって、新型インフルエンザ（A/H1N1）の患者の集団での発生が急増していることが確認されたところであり、これを受け、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 21 年厚生省令第 136 号。以下「改正省令」という。）が、本日公布され、同日から施行されることとなったところである。については、今後の法第 12 条の規定に基づく医師の届出等を、下記のとおりとすることとしたので、貴管内の各医療機関への周知徹底をお願いしたい。

なお、平成 21 年 7 月 22 日健感発 0722 第 2 号当職通知「新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る症例定義及び届出様式等について」は、本日をもって廃止する。

記

第 1 症例定義

新型インフルエンザ（A/H1N1）の症例定義を別紙のとおりとする（変更なし）。

第2 新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る医師からの届出について

新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る法第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づく医師の届出が不要とされたところであるが、本年6月19日に公表した「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針（改定版）」においては、大規模な流行につながるおそれのある集団での発生に対しては、必要な感染拡大防止対策を講じていくこととしていることから、平成21年7月22日健感発0722第2号当職通知「新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る症例定義及び届出様式等について」に規定する「集団発生の端緒の把握」のための取組は、引き続き、講じていくものとする。

その取組の詳細については、平成21年8月25日健感発0825第2号当職通知「新型インフルエンザ（A/H1N1）の集団発生が疑われる場合における医師からの報告と感染拡大防止対策の実施について」において、示すこととしたので、参照されたい。

新型インフルエンザ

(1) 定義

新型インフルエンザウイルスの感染による感染症である。

(2) 臨床的特徴

咳、鼻汁又は咽頭痛等の気道の炎症に伴う症状に加えて、高熱（38℃以上）、熱感、全身倦怠感などがみられる。また、消化器症状（下痢、嘔吐）を伴うこともある。

なお、国際的連携のもとに最新の知見を集約し、変更される可能性がある。

(3) 届出基準

ア 患者(確定例)

患者(確定例)は、(2)の臨床的特徴を有する者のうち、38℃以上の発熱かつ急性呼吸器症状*1のある者を診察した結果、症状や所見から新型インフルエンザが疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、新型インフルエンザと医師が診断した場合とする。ただし、年齢、基礎疾患、服薬状況などの影響によって、38℃以上の発熱を呈さない場合もあることに留意する。

この場合において、検査材料は、左欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	鼻腔ぬぐい液・鼻腔吸引液・咽頭ぬぐい液・その他
検体から直接のPCR法(Real-timePCR法、Lamp 法等も可)による病原体の遺伝子の検出	
中和試験による抗体の検出（ペア血清による抗体価の有意の上昇）	血清

イ 無症状病原体保有者

無症状病原体保有者は、(2)の臨床的特徴を呈していないが、次の表に掲げる検査方法により、新型インフルエンザの無症状病原体保有者と医師が診断した場合とする。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	鼻腔ぬぐい液・鼻腔吸引液・咽頭ぬぐい液・その他
検体から直接のPCR法(Real-timePCR法、Lamp 法等も可)による病原体の遺伝子の検出	
中和試験による抗体の検出（ペア血清による抗体価の有意の上昇）	血清

ウ 疑似症患者

疑似症患者は(2)の臨床的特徴を有する者のうち、38℃以上の発熱かつ急性呼吸器症状*1のある者を診察した結果、症状や所見から、医師が新型インフルエンザを疑った場合とする。ただし、年齢、基礎疾患、服薬状況などの影響によって、38℃以上の発熱を呈さない場合もあることに留意する。

エ 感染症死亡者の死体

感染症死亡者の死体は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、新型インフルエンザを疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、新型インフルエンザにより死亡したと医師が判断した場合とする。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	鼻腔ぬぐい液・鼻腔吸引液・咽頭ぬぐい液・その他
検体から直接のPCR法(Real-timePCR法、Lamp 法等も可)による病原体の遺伝子の検出	
中和試験による抗体の検出(ペア血清による抗体価の有意の上昇)	血清

オ 感染症死亡疑い者の死体

感染症死亡疑い者の死体は、(2)の臨床的特徴を有した死体を検案した結果、症状や所見から、新型インフルエンザにより死亡したと疑われる場合とする

*1. 急性呼吸器症状：

急性呼吸器症状とは、最近になって少なくとも以下の1つ以上の症状を呈した場合をいう

ア) 鼻汁もしくは鼻閉

イ) 咽頭痛

ウ) 咳嗽